

処理困難通知について

熊本市事業ごみ対策課

処理困難通知とは、産業廃棄物処理業者が受託した産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難になった場合に、当該廃棄物を委託した排出事業者にその旨を通知するものです（廃棄物処理法（以下、「法」という。）第14条13項、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項（第14条の6において準用する場合を含む）、第14条の4第13項、第14条の5第4項）。また、処理困難通知を受けた排出業者は、場合により、措置内容等報告書を提出する必要があります。詳細は以下のとおりとなっていますので、特に産業廃棄物処理業者の方はご確認ください。

1 処理困難通知が必要になる事由

産業廃棄物処理業者は、処理困難通知が必要となる次の（１）～（８）に示す事由に該当する場合（法施行規則第10条の6の2、第10条の18の2）は、遅滞無く、その旨を排出事業者に対し通知しなければなりません。

（１）事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

なお、破損その他の事故が発生し、廃棄物処理施設を使用することができない場合であっても、産業廃棄物の保管量が上限に達するまでの間であれば、産業廃棄物の搬入が継続されても生活環境保全上の支障は生ずることはないことから、処理困難通知が必要となる事由に該当しません。

（２）事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止、又は休止したり、産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処理を行うことができなくなったこと。

なお、産業廃棄物処理施設を複数設置している場合において、委託を受けた産業廃棄物の処分を行う予定であった施設を休廃止したが、他の施設は通常通り稼働し、当該産業廃棄物の処理が可能であるときは、処理困難通知が必要となる事由に該当しません。

（３）事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。

なお、産業廃棄物の最終処分場を複数設置している場合において、委託を受けた産業廃棄物の処分を行う予定であった最終処分場の埋立処分が終了したが他の最終処分場の埋立処分が終了しておらず、当該産業廃棄物の埋立処分を行うことが可能であるときは、処理困難通知が必要となる事由に該当しません。

- (4) 産業廃棄物処理業者が欠格要件（心身の故障、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者を除く。）に該当するに至ったこと。
- (5) 産業廃棄物処理業者が、欠格要件（精神の機能の障害の状態によりその業務を適切に行うことができない者）に該当するに至ったこと。
- (6) 法第14条の3に基づく事業停止命令を受けたこと。
- (7) 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第15条の3第1項の規定に基づく施設設置許可の取消しを受けたこと。
- (8) 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第15条の2の7、法第19条の3の規定に基づく改善命令等を受け、又は法第19条の5第1項の規定に基づく措置命令を受け当該施設を使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

2 通知すべき受託者の範囲

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者すべてに通知する必要があります。

ただし、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由が生じた場合であっても、適正な処理を引き続き行うことができる産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者に対しては、通知を行う必要はありません。例えば、次のものがあります。

例) 焼却施設と破碎施設を設置している産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物の焼却のみを委託している排出事業者がいた場合において、破碎施設に事故があったときは、焼却処理に関しては引き続き適正に行うことができることから、当該排出事業者に対しては、本通知は不要。

3 通知内容等

通知は、1（1）～（8）に掲げる事由が生じた日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを排出事業者へ送付することにより行ってください。通知に記載する内容は、以下のとおりです。

- (1) 産業廃棄物処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 1（1）～（8）に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

処理困難通知を発出したときは、処理困難通知の日から5年間、当該通知の写しを書面又は電子ファイルにより保存しなければなりません。

4 その他

当該規定は特別管理産業廃棄物についても同様の適用があります。特別管理産業廃棄物については、上記の「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替えてください。

5 お問い合わせ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

熊本市事業ごみ対策課

TEL：096-328-2362

FAX：096-359-9945